

# 1 月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和4年1月18日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、三上、外良
	理事者	【教育委員会】 増田教育部長、垣見教育部次長、吉田教育監、石原教育センター所長、五味原教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、新田教育支援・相談課長、池本一条高等学校事務長
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	<p>1 議案</p> <p>議案第50号 学校教育法施行細則の一部改正について</p> <p>議案第51号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第52号 南部公民館明治分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について</p> <p>議案第53号 奈良市公民館条例の一部改正について <b>非公開</b></p> <p>議案第54号 奈良市指定文化財の指定について <b>非公開</b></p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 奈良市の不登校支援の今後の在り方について</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 議事</p> <p>議案第50号 学校教育法施行細則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第51号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第52号 南部公民館明治分館の土地、建物及び工作物の用途廃止については、可決した。</p> <p>議案第53号 奈良市公民館条例の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第54号 奈良市指定文化財の指定については、可決した。</p>	

	<p>2 協議事項</p> <p>(1) 奈良市の不登校支援の今後の在り方については、意見交換・協議した。</p>
担当課	教育政策課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>まず、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日の資料につきましては、既にお渡ししているとおりでございます。</p> <p>以上です。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立します。</p> <p>ただいまから、1月定例教育委員会を開会します。</p> <p>本日の会議録署名委員は、私と柳澤委員でお願いします。</p> <p>次に、会議録の確認をお願いします。</p> <p>まず、令和3年12月定例委員会の会議録の署名委員は、畑中委員です。</p> <p>畑中委員。いかがでしょうか。</p>
畑 中 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日は、傍聴人がおられませんので、案件に入らせていただきます。</p> <p>本日の案件は、議案が5件、協議事項1件の計6件でございます。</p> <p>本日の案件のうち、議案第53号は、「議会の議決を経るべき案件」であるため、また、議案第54号は、「意思形成過程に関する案件」であるため、非公開として審議すべきであると思っておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、公開の案件から始めます。</p> <p>議案第50号「学校教育法施行細則の一部改正について」、教育政策課長より説明願います。</p>
教育政策課長	<p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>例規制定改廃調書の3番、制定改廃の理由について説明させていただきます。</p>

令和4年4月1日に奈良市立一条高等学校附属中学校を開校するにあたり、附属中学校の教育、入学に係る規定を定めております。それに伴いまして高等学校の教育、入学に係る規定を定めております。

続きまして、卒業証書台帳について、システム内で使用されている名称を統一しております。

続きまして、割印が不要となりましたので、そこを削除する改正をしております。

最後に、別記第11号様式の名称を改めております。

施行期日ですが、一部を除きまして令和4年4月1日としております。

2ページをご覧ください。新旧対照表のご説明をさせていただきます。

第18条の2から第18条の4に関しましては、小学校及び中学校の章に附属中学校の節を新たに設けまして、新規で書き加えております。

第18条の2は、附属中学校の教育は一条高等学校における教育と一貫して施すとともに、教育課程を編成する際には学校間で協議を行うことを定めています。

第18条の3は、入学者選抜に関する基準及び定員は、教育委員会が別に定めると定めております。

第18条の4は、入学の許可に関し、附属中学校の入学は校長が許可することを定めています。

続きまして、第20条第2項ですが、こちらは高等学校の章となっております。附属中学校に在籍する生徒にあたっては、入学者選抜を行わないものとする。ただし、校長が定める期限までに入学を志願しないものはこの限りではないとしております。

第20条の2は、中高一貫教育について定めております。先ほど第18条の2で中学校側からの一貫教育について、こちらは高校側の視点で書いております。高等学校における教育につきましても、教育課程を編成する際には学校間の協議を行うものとする定めております。

次に、3ページをご覧ください。

第26条は、従前よりあった卒業証書台帳を、卒業生台帳に改めております。合わせて、褒賞簿を表外字であったのが常用漢字表に載りましたので、漢字表記に改めております。

別記第1号様式については、割印とありますが、割印をするほうの台帳がシステム化されましたので、割印という表記を削除しております。

4ページをご覧ください。

別記第11号様式ですが、障害児学級という表記がありましたので、特別支援学級に表記を改めております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

教 育 長

令和4年4月1日に、奈良市立一条高等学校附属中学校の開校に伴うそれぞれの文書及び文言の整理ということでございます。事前に説明をさせていただいておりますが、ご質問等ございましたらよろしく願いいたし

ます。

柳澤委員。

柳澤委員

事前のところでは伺って意見を申し上げるべきですけれども、一点は、協議を行うものとする中、中高双方に書いてありますが、これは別途規則等を定めて連携協議の会なのか、協議会なのか分からないですけれども、あるいは合同職員会議かもしれないですけれども、ここは文言上、協議を行うものとするというその実態は何かというのをいずれかのレベルのところでは規則化されるのが望ましいというふうに申し上げておきます。それはお願いしておきたいと。

それからもう一点、これは中高一貫の第20条の2ですけれども、この高等学校における教育というのは、これはちょっと大風呂敷を広げ過ぎて、むしろ高等学校の普通科以外における教育はとすべきではないですか。つまり一条高等学校に入学してくる子どもたち、3から5クラスぐらいあったと思いますけれども、その子どもたちも附属中学校の教育との一貫の視点から教育を行うという書きぶりになりますが、そういう趣旨でしょうか。つまり、中高一貫の形は令和7年度完成ですけれども、それ以降も一貫教育の形にシフトすると、そのことが大前提であるので、特に条件をつけずに高等学校における教育はと書いたのか、この辺ははっきりしておかないと、設置後、これはもう規則を変える、変えないということではなくて、趣旨を丁寧に議事録に残す形で説明いただけたらと思いますが。

教育政策課長

まず1点目の協議についてですが、現在も、現在はまだ中学校はございませんが、中学校籍の指導主事が中心になって一条高校の各教科の担当ごとに教育課程について打合せしております。その中で協議して決定しているという今の状況ではありますが、引き続きそういう状況で協議は中高でしていくことになると思っておりますが、教育課程の評価委員会等も設ける予定にしておりますので、その中で検討・協議を進めながら最終の案を学校長が決定するという形を取りたいと考えております。

続きまして、2点目ですが、基本的には中高一貫校ということで、将来的に全てが中高一貫校、高校から受け入れないという形を想定しているわけではございません。ただし、中学生の教育との関連は必ずあると思いますので、中学の教師と高校の教師も、例えば高校の教員も中学校の教育に携わるという場面が多々ございますので、その流れも含めて幅広く協議していきたいという意思でこういう前提条件なしに高等学校における教育と定めさせていただいております。

以上でございます。

教育長

ということは、広く捉えて、中学校も高等学校も全てを含めて受ける教育という、それで進めるということですね。

教育政策課長

はい。

教 育 長

今、柳澤委員がおっしゃったように、ここを変えるということではなくて、ここの捉えを明確に中学・高校の両校で説明できるように文章化して、別途きちっと共有するようにしたいと思います。

ほか、ございませんでしょうか。

梅田委員お願いします。

梅 田 委 員

卒業生台帳のことについて、この改正については、このご提案の内容で進めていただけたらいいというふうに思っておりますけれども、事前の協議の場でも多少意見は出ておりましたけれども、言うまでもなくこの卒業証書に関わる台帳というのは、学籍管理の重要な台帳として永年保存されていく、そういうものでもございます。

名前というものについては、字の難しさというのがとてもあって、保護者に逐次確認したものを大変気をつけながら、手書きで書くという場合においても台帳に残していくという、そういう作業が進められているのが学校の現状ではないのかなとも思います。証書に残る字と、台帳の照合というものを数回行いながらの作業が従来は行われているということですが、入力して、そして手続として割印がなしになる。それで卒業証書と切り離されたものになることによって、卒業証書は手書きで全部名前を書いてもらえるという、そういう状況かと思っておりますので、学籍の管理として残されたもの間違いが起こることのないように、いわゆる入力できないような字も名前にはやはり出てきますので、難しさはあるだろうと思っておりますけれども、確認の手続を求めて十分留意をして進めていただければと思っております。

以上です。

教 育 長

その点、今ご指摘のあったところは、確認し留意しながら間違いのない漢字の表記ということにつなげるということをしたしたいと思います。

ほかにごございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第50号「学校教育法施行細則の一部改正について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第51号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、教育政策課長、続けてお願いします。

1 ページをご覧ください。

制定改廃の理由から説明させていただきます。

こちらと同じく令和4年4月1日に奈良市立一条高等学校附属中学校を開校するにあたり、附属中学校の学期及び休業日等の規定を定めております。

次に、高等学校の学習指導要領を定める事項を実施するために学期及び休業日を変更しております。

続きまして、学習指導要領の改正に伴い、高等学校の教育課程の編成についての規定を改めております。

施行期日は令和4年4月1日としております。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

小学校・中学校の章に第5節、附属中学校という節を設けまして、4つの条項を定め、第35条から第35条の4までを新規で設けております。

第35条は、附属中学校の学期及び休業日について定めておりますが、こちらは第36条及び第37条の規定を準用するとしており、中学校の学期、休業日を準用するのではなくて、高等学校のほうを準用しております。中高一貫校ですので、同一の日を設定しております。

続きまして、第35条の2ですが、転学の規定を示しております。附属中学校への転学を認めないものとする、としております。

第35条の3は、附属中学校からの転学と退学について示しております。その手続の際には、転学願または退学願にその事由を付し、保護者と連署して校長に願い出なければならないとしております。また、同条2項では、速やかに教育委員会に報告をしなければならないと定めております。

第35条の4は、準用とありますが、こちらは懲戒について定めております。生徒に行う懲戒は退学及び訓告とするというふうに準用規定を活用して定めております。

第36条は、高等学校の章になっております。先ほど準用してございました高等学校の学期と休業日について、変更しております。

まず、高等学校の夏季休業日を8月31日までだったものを8月24日までとし、2学期を8月25日からに改めております。こちらは附属中学校の学習の機会を設けるために夏季休業期間を短縮していきまして、それに合わせて高校のほうも変更しています。

続きまして、第38条の2ですが、教育課程の編成について、当初、小中学校を準用しておりましたが、道徳という項目が高等学校にはございませんので、それを削除するとともに、総合的な探求の時間に改めております。

第51条は、同じく第38条の2とセットでして、当初第12条を準用していたのを削除しております。

続きまして、第51条の3は、幼稚園の学期については、高等学校を準

用するとしていましたが、準用する先が変更になりましたので、改めて明記しております。

最後に、別記第11号様式は、奈良市立高等学校における授業料等に関する条例の一部改正について、昨年9月議会で条例が議決されたので、高等学校を高等学校等に改めさせていただいております。

改正内容は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

8点について改定をするということで説明がありました。

特に高等学校の休業期間は附属中学校に合わせることによって、今まで8月31日までであった日を8月24日に短くしているとか、他の中学校から転学は認めないということや、中学校においては、高等学校の規定を準用するけれども、退学、停学、謹慎とあるのは、義務教育では適用されないものがあるので、退学に読み替えるとしています。

各委員、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

最後におっしゃった懲戒のところ、これは事前の説明のときにも意見が出された内容ですけれども、もう一度考え直すと、現行といいますか変更前は、それは中学生ですから当然今の配付資料の11ページ、要は出席停止の具申について示した、第25条から第25条の5までですが、出席停止措置を取っているのは中学校、義務教育ということですね。これは中高一貫となったら、高校生の上学要件的な形として懲戒を認めるというのはちょっと行き過ぎではないかなと。附属中学校についてはどこの規定を準用するかですけれども、高等学校、一条高等学校を準用するか、一般公立中学校を準用するかどちらかを選択しないとイケないというのは立て方なので、それはそのとおりですけれども、生徒の身分に関わる場所は、一般中学校の形に準拠したほうが義務教育という、もちろん中高一貫で6年になるんですけれども、しかし、一方で小中という6・3の中の義務教育という捉え方もあるわけですから、どちらを取るかとなった時に、結局選択されたのは高校準用型なので、そうすると一般の中学校の生徒に比べて一条附属中学校の子供たちが不利益とは言いませんけれども、ちょっと在学要件が異なるように見えてしまうので、これは実際にこの懲戒処分、複雑となるであろう何年か先に、仮にそんなことがあった場合に先生方がかなり苦慮される可能性が考えられます。

先ほど高等学校の基準と中学校の基準で、場合によって連携協議ということになりますけれども、中学校をベースにお考えの先生方の頭の中に、生徒を懲戒するということはなかなかなじみにくいので、ここは実際の程度まで想定をされて、一条高等学校の生徒の身分に関わるのを中学校に準用されるようにしたというふうに判断されたか、そこだけ見解といいますか、説明をお願いしたいんですが。

教 育 長      お願いします。

教育政策課長      退学というような書き出しですが、一般の中学ではまず法令上認められておりませんが、中高一貫教育に係る中学校部門に関しては法令上、退学というのを明記するというので、こちらに枠を設けておりますが、柳澤委員おっしゃいますように、中学校は、あくまで義務教育ですので、年齢も異なりますし、成長段階も違いますので、高等学校の懲戒の基準をそのまま準用するようなことはできないと考えております。実際にこのあたりの基準、目安を定めていくのは開校後、学校の様子を見てからとなりますが、そのあたりはおっしゃったとおり、ほかの学校と比べて身分が違う、不利益を被ることがないように、丁寧にかつ慎重に処分を下すときは慎重に、高等学校よりも慎重に進めていく前提で基準を決めていかないといけないと考えています。

以上です。

教 育 長      委員のご指摘されている点につきまして、事務局でも議論となりました。全国の中高一貫校の中学校ではこの項をどういうふうに取り替えているかを調べたところ、全て高校準拠型となっておりますが、そのまま適用することについては、違和感があると感じたことから議論を重ねたところで

す。

今、課長が申しましたように、ここはしっかりと義務教育の範囲の中で行き過ぎた対応がないように、どう取り扱うかについては議論の過程を残して引用するような形にしておかないといけないのではというような意見がありました。規定としてはこういう表現で明記はさせていただきました。このところは十分協議をしまいたわけですが、柳澤委員よりご指摘もございましたので、他に意見等ございましたらお願いします。

梅田委員お願いします。

梅 田 委 員      こういう規定が浮かび上がってくるのは、生徒のほうの生徒指導上の問題であったり、問題行動であったりということが起こってきたときに、そのことに対しての措置のみを考えるのではなくて、やはりそこまでの指導をどのように生徒の発達段階ということを念頭に置いて丁寧にできるかということが、学校内での運用として非常に重要なことになってくると思います。

やはり中学校という発達段階にある生徒の様々な発達の状況から見ると非常に揺れ動く気持ちが大変大きいという、そういう時期でもある。その時期に措置のみをしっかりと前に押し出してしまおうような運用が行われてしまうと、それは生徒にとって長い目線で見るときに決していい結果にならないというのがやはり念頭に置かなくてはならないことではないか

など考えます。そういうことをしっかり置いた上でのこの規則を受けての学校内での運用をどのようにしていこうかという仕組みづくりを考えていただきたいという、そこをお願いしたいというふうに思います。

教 育 長

ありがとうございます。

ほかございませんか。

それでは、今、柳澤委員のご指摘や、梅田委員からもここに書かれた規定を受けて、次にこの運用をどうするのかというのは、しっかり議論した中でおこなっていくということですので、開校すると学校でまず議論をきちんとしていただき、そのときそのときにどうしようということではなくて、この規定のところはこう解釈すると書いておくとする。また、規定の運用のみに目が行くのではなくて、発達段階をしっかり踏まえた最終的な判断になるような運用を議論していただく、ということをお願いしたいと思います。

それでは、原案どおりで行かせていただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、議案第51号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案どおり可決することに決定をいたします。次に、議案第52号「南部公民館明治分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、教育施設課長より説明願います。

お願いします。

教育施設課長

1ページをご覧ください。

経緯といたしましては、地域の拠点施設の施設整備の見直しに伴いまして、令和4年4月1日から南部公民館明治分館を地域ふれあい会館に移行するために、令和4年3月31日をもちまして土地と建物、工作物を教育財産としての用途を廃止するというものでございます。

ふれあい会館は、地域の交流活動や福祉活動の拠点施設となるものでございます。

以下に土地、建物、工作物の詳細が載っております。

2ページ以降に用途廃止の一覧の土地、建物、工作物の詳細を載せておりまして、3ページに地図、4ページ以降に平面図、配置図が載っております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

教 育 長 南部公民館の用途をふれあい会館にするため、教育財産の用途を廃止するということでございます。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員 4 ページ目、公民館明治分館のほかに奈良市明治地区連絡所と書いてある。この施設についての扱いはどうなっているのでしょうか。これは3ページの地図を拝見すると、明治連絡所が別のところ、地図の左上のあたりに連絡所が書かれているので、連絡所そのものがこちらに移ったあるいは移っているという前提で考えたらいいということですか。

教育施設課長 もともと連絡所もこの中には入ってございまして、ふれあい会館の中に連絡所も残る形になっております。

柳 澤 委 員 それはそのまま残るということですね。分かりました。

教 育 長 畑中委員。

畑 中 委 員 今後、公民館分館を含めて公民館がふれあい会館のほうに変わっていくというのを進められていくと思いますけれども、教育財産としての用途廃止が進んでいくということだと思います。公民館というのは社会教育に特化されて運営をされているというところもあると思いますけれども、やはりふれあい会館になったとしても、地域の協議会ですか、が中心となって地域の方の利用というのがすごく推進されていくと思います。教育委員会からの管轄が外れたので全く違うように使われるということではなく、しっかりとふれあい会館も社会教育の一端を担って利用されていくということを念頭に教育委員会としても連携を図っていく必要があるのかなと思います。

教育施設課長 現行の範囲が、もう少し広くなるという解釈されますので、狭くなるという形ではなく、今までどおりプラスアルファの部分が増えると思います。

教 育 長 今、畑中委員お述べのとおり、非常に大事なことでありますので、その活用の中身としては当然社会教育、生涯学習というものは出てくると思いますので、所管部局と連携していきたいと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第52号「南部公民館明治分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案どおり可決することに決定をいたします。それでは、続きまして、本日の協議事項に移ります。

本日の協議事項は、不登校支援の今後の在り方についてでございます。

先月のテーマに引き続き、奈良市の不登校の支援についてということで、初めに事務局の教育支援・相談課長より奈良市における不登校支援及び今後の支援の在り方について説明をさせます。約30分、11時ぐらいまでご議論いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

課長をお願いします。

教育支援・相談課長

失礼します。

前回、事務局として西部地域においてもHOP青山のように公設フリースクールを開設していきたい旨を説明させていただき、本市の不登校支援について協議をいただきました。協議の中で、西部地域においても不登校支援施設については、本市の実態、ニーズからもその開設の必要性があるだろうというようなご意見をいただいております。

一方、梅田委員からは、公設フリースクールの今後の位置づけをどのようにしていくのかといったご意見や、柳澤委員からは、公設フリースクールの在り方やイメージは保護者にどのように伝わっているのかといったご意見をいただいております。

こうした議論を受けまして、教育長からは、地図を示して来月の協議をするようにとまとめていただいたところです。

そこで、本市の不登校支援の今後の在り方について改めてご協議をいただきたいと思っております。

まず、現在事務局で考えている本市の今後の不登校支援の在り方についてご説明する時間をいただきたいと思います。

資料のほうをご覧ください。

不登校支援につきましては、大きく2つを考えております。1つは学校における支援、もう一つは奈良市教育委員会が行っている支援です。学校においては、図にありますように全小中学校に配置しているスクールカウンセラー等を活用しながら別室登校などの支援を行っております。現在1人1台タブレットの配備をしたため、こうしたタブレットを活用したオンラインでの支援をそれぞれの学校で実施して行っているところです。

こういった支援の中核を担うのが各学校に配置している教育相談コーディネーターでございます。不登校をはじめとしまして様々な教育相談の

コーディネートをしており、教育相談を担任一人で行うのではなく、複数で担当することの一役を担う存在となっております。この教育相談コーディネーターは各校の教員が役割として担っており、各校に1名以上配置されております。

また、市内61校中10校においては複数配置をしており、教育相談コーディネーターの3分の2は養護教諭、養護講師が担当しております。この教育相談コーディネーターが学校での支援に加えて、教育委員会で行っている支援へとつなぐ役割も果たしております。

教育委員会が行っている支援については、前回の協議の中で、学校に戻りたいという子もいる、安心でき、関係づくりを学べる場であってほしいといったご意見や配慮が必要な子もいられる環境、成功体験ができる場といったご意見あるいは基本の体制は共通にして子どもの過ごし方が違うという方向性があるというご意見、また、学校に行きづらくなる理由は多様であり、多様な在り方があってよいといったご意見、また、一つの選択肢にHOPがあり、HOPの次を考えてほしいといったご意見などをいただきました。

本市としては、そうした子どもの多様な実態、ニーズに即して図にあるような様々な支援を行っているところです。大まかな流れとしては、専門性を持った相談員が教育相談を行い、保護者や子どもの実態、願いに応じてどのような支援をしていくかを保護者とともに考えております。

具体的な支援の場としましては、教育センターにおける適応指導教室HOP、ここでは時間割を組んで学習をし、学校復帰を目指した支援を行っております。そうした決められた学習に入れられない子どもたちに対しては、公設フリースクールHOP青山で自分に合った学びを行っております。

また、家から出ることができない子どもたちに対しては、訪問学習支援やオンラインを通じたウェブ方法での支援を行っております。もちろんこうした教育委員会が行っている支援を子どもたちが在籍している学校と連携を組みながら進めておるところでございます。

また、こうした公的な支援のみだけでなく、民間のフリースクール等でも支援を受けている者も一定数おります。そうした人数については、事務局では全てを把握している状況ではございません。

さて、本市の不登校支援の今後の在り方ではありますが、大きく3つを考えております。1つ目は、学校における支援を充実していくことでございます。1人1台端末が整備されて1年以上が経過をいたしました。各校の取組の好事例を全体で紹介するなど、1人1台端末を最大限に活用した支援の実施を進めていきたいと考えております。

2つ目に多様な支援の在り方の充実です。不登校についてはその要因は様々であり、現在行っている支援を軸にその充実を図っていきたくと考えております。

そして3つ目が西部地域における公設フリースクールの開設です。フリースクールという名称をあえてつけましたのは、従来の適応指導教室とい

う名称が不登校、イコール学校に行くことができない、それは望ましいことではなく、学校には行かなければならないものだというイメージを過度に子どもや保護者に与えてしまい、逆に、近年敷居を高くしてしまっているというところがあったのではないかという考えから、公設フリースクールという名称を使っております。学校の役割を否定したフリースクールという意味ではないと考えております。

文部科学省の令和元年の通知でも不登校支援の視点に学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自ら進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があると掲げております。こうした趣旨に沿い、一番イメージしやすい言葉として公設フリースクールを使っているということです。

HOP青山や西部地域に開設する施設では、子どもたちの自由な学びを保障しながらも、体験活動や関係づくりなどを行い、また、学校との連携も図りながら、子どもが自らの進路を自分で考え、社会的な自立につながるよう進めていきたいと考えております。

また、不登校の中には学級の学習になじめず通級指導が必要な子どももいることから、今後は公設フリースクールでもこうした通級指導の連携を図っていききたいと考えております。

また、柳澤委員からご意見がございました特例校につきましては、教員配置等の課題も多く、現時点では不登校特例校の設置についての考えはございません。

そうしたHOP青山のような施設については、将来的には民間との連携をし、民間委託へと持っていくことができればとも考えております。

本日の協議につきましては、前回に引き続いてのものとなりますが、委員の皆様にはこうしたことに関してご意見をいただければと考えております。

ご協議どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長

ただいま課長から前回の振り返りも含めて説明がありました。また、今後の不登校支援の考え方について3点が示され、1つは学校における支援を充実していくことについて、2つ目は、多様な支援についてはどのような在り方があるのか、3つ目は、西部地域にも公設フリースクールを開設するという方向でご協議いただきたいと思っております。

それぞれ各委員から3点に限りませんので、協議ですのでご意見をいただきたいと思っております。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

前回、特例校でしたっけ、それが有り得るかというお話をさせていただいたのは、奈良市の現状の不登校児童・生徒数が1学校規模に匹敵するので、もしそういうふうには、これをニーズと見るかどうかは別ですけれども、数百名規模の奈良市全体で不登校の可能性のある子たちがいるのであれ

ば一つの学校として整備して、学年別か、合同学年別かはともかくとして、そういう意味で規模感でいくと特例校という形もあり得るかという話でした。しかし、実際にはそれぞれの子どもたちが様々な、多様なというのでなかなか一つの学校にまとまり切れるというのは難しいのかなというふうな理解をしました。

それで、前は、今回もそうなんですが、学校での支援と、それと切り離して教育委員会ベースあるいは教育センター等が中心になって行う支援とはどうも切り離されて、もちろんそこに連携、コーディネーターが入っているので大丈夫なんですが、全く論点がずれてしまって申し訳ないんですけども、従前のこれまでの学校と、それからいわゆる特別支援学級、特別支援学校があって、どういうふうにこの不登校の子たちが位置づく、学ぶプロセスに参加できるのが望ましいかというのと、この提案でいうと適応指導教室なりHOP青山ということなんですが、率直な言い方をすると、現在の一つの小学校の中に不登校学級をつくることができるのか、できないのか、つまり教室には入るのは嫌だけれども、保健室には行けると、こんな話が前回ちょっとあったので、むしろ学校とは別の形のところに行くというよりは、学校の中で違う形の教室なり場なり、何かがあるという考え方は取らないのかあるいは取れないのか、試行的にやってみる価値があるのかなのかというのはちょっと気にはなったんです。その意味でむしろ同一学校内に様々な多様なクラスが存在するということはありではないのかなという気がしました。ただこれはなかなかそうはいかない、おっしゃるけれどもという気が実はするので、あまり強くは申し上げません。

ベースはやっぱり子どもたちの多様な学びに対するサポートの仕方が一律一斉型か個別型か、GIGAスクール方式を家でやれるのか、こんな話になってくると思うんですが、学校の大事な軸というのが共同の学びができる、助け合いも含めてですけども、他者の意見を聞く、同世代の子たちが学び合う場というのが一定規模の子どもたちがそろった中で、ある意味生活学級的な意味合いですけども、それとは別に現状では手だてが特にないので、公設なり適応指導教室なりの形でやっていく場があれば、保護者の納得感があっていけるのではというふうに思いました。

問題に入る前のところなので、それぐらいの意見をこの間そうかなと思ったりしたので。

教 育 長

ありがとうございます。

今の意見で、市立学校の中に現状、不登校の児童・生徒のクラスが編成されているというのはないですね。実態はどうですか。

教育支援・相談課長

そうですね。現在、学級という形の枠組みで置いているというものはないんですが、特に多くの不登校児童・生徒を抱えている学校におきましては、別室登校、保健室登校、放課後登校等を踏まえて、一定のルールを踏

まえて教員がどの時間帯であっても対応できるようにというふうに、今勤務時間を工夫しながら、学級という形態にはなっていませんが、学校の中でそういう支援を行うスペースを設けるとか、人為的な手だてを行っている学校、これはもうほとんどの学校でやっているのかなというふうに思います。それが学級という形で成立するのかなどうかというのがここで議論が必要になる部分かなと思いますが、実際にはそういうふうに動いている学校がほとんどであると認識しております。

教 育 長 課長に聞きますが、今、国の法律とか制度は、学級を編成することはできないのですか。特別支援学級は、担任が配置され学級を編成することはできるじゃないですか。そういう制度はないのですか。

教育支援・相談課長 今のところ、不登校で学級をつくるということは制度としては設けていないというふうに思っています。先月もご意見いただきました特例校につきましては、教育課程を特別に組むことができるということで、学校として設立するということですので、もう一つ枠組みが大きい話になってくるかと思えます。学校の中ではそういうふうな支援をしていっているという実際と、おっしゃっているように、もし制度が先に変更されるとか確立するとなれば、そういう形ももちろん可能となっていく。その土台として行っているのは、先ほど申したように学校の中で工夫しているのが現状かなと思います。

教 育 長 制度が整って、学級をつくれれば特別支援学級と同じように人も配置されるということですが、今は制度上そうっていない。だからそういう居場所をつくっているという。形としてはそうなるのですね。  
川村委員お願いします。

川 村 委 員 私も課長が先ほどおっしゃってくださったように、学校に行くことが全てではないと実は思っていて、ですからこそ様々な選択肢が行政の中で用意できたらいいなどは常々思っております。小学校、中学校の職員室によく出向かせていただく身としては、先生方は常に、今コロナ禍ということもありますけれども、1人の生徒の状況を職員室の中で共有し、誰が今対応ができるのか、この先どうしていけるのかということを私は基本、一保護者であり、コーディネーターでもありますので、そういう立場から見させていただいている。そういう現場の先生方の努力はとても感じていて、その中で子どもたちがどこまで自分を見詰めて自分ができることを自分の力を信じて前に進めるかというのをやはり一緒に模索していかなくちゃいけない、これが道のりなんだろうなというのを話を聞きながら感じています。

前回もお話しさせてもらった教育相談コーディネーターという形で、先ほど10校、複数コーディネーターが配置されているということだったん

ですけれども、やはりチームとしてコーディネーターは動いていただいて、例えば養護の先生がお一人で抱えるのではなくて、校長、教頭に学校でそういった形で子どもたちを支援するチームという組織があって、いろんな形でサポートしていくスタイルは絶対に必要だと思いますし、先生方の負荷を増やしたいと全く思っていないんですが、忙しい先生方、小学校でしたら全教科持っていますし、中学校だったら部活動もありますし、様々現場の先生はお忙しいのは重々分かっていますので、どうかしてうまく動けるようなシステムができれば、一人でも多くの子どもたちの対応ができるんであろうなと思っています。

教 育 長

ありがとうございます。

この辺、教育コーディネーターの学校での動きについて、具体的に担われている役割について説明願えますか。

教育支援・相談課長

例えば、中学校であれば教育相談週間等を設けて担任が個々の生徒一人一人と話をする時間を、短い時間ですが設定しているという学校がほとんどでございます。そういったときは子どもが先生にアクセスしていくのは、もちろん担任ということになりますが、担任の先生には話しにくいとなったときに、学年の違う先生であったりとか、養護教諭であったり、教育相談の担当の先生というところに、担任以外にもそういうふうに話ができる、相談ができるということの一番の窓口となっているのが教育相談コーディネーターが担ってございます。

今は、児童・生徒のことを申し上げておりますが、教育相談コーディネーターにはスクールカウンセラーのつなぎという役割も担っておりますので、日程の確保、カウンセリングの調整であったりとか、スクールカウンセラーというのは毎日勤務しているものではございませんので、勤務していない状況で相談、カウンセリングを受けている保護者であったりというのを生徒がどういう状況であったということを把握して伝えるという役割を担っております。そういったところのコーディネートがうまくのっていれば相談につながったり、継続してそういった解消というものにつながって行って学校園になっていくものというふうに思っています。

教 育 長

はい、どうぞ。

川 村 委 員

今のスクールカウンセラーの話で、実際に周りのお母さんがお世話になっているという方も何人かいらっしゃるんですが、年度の変わりでどうしても人が代わってしまうということをととても残念がるお声が届いています。やはり相性もありますし、今までの情報を共有してくださる方というイメージもありますので、できるのであれば2年、3年と続けて同じ方がフォローしていただくという姿勢を取っていただけるのは要望したいと思います。

教 育 長

今のご意見について、一定程度の配慮はどうしていますか。

教育支援・相談課長

そうですね。スクールカウンセラーの配置につきましては、スクールカウンセラーの応募状況にもよりますし、奈良市として継続していただけるかどうかということがまず前提条件がございます。学校の状況、またそのカウンセリングを受けておられる方の状況もですし、スクールカウンセラーの方の相性というのもそれも人様々でございますので、1年間、そういった状況等をこちらとして把握をし、スクールカウンセラーとも面接も行い、それから学校からスクールカウンセラーの評価等も報告いただき、その上で配置のほうを決めております。全てのケースについて対応できているということとは言えないかもしれませんが、もちろん1人のスクールカウンセラーがすごく長く一つの学校に配置されるというのも、これもまた弊害が出てくることになりますので、ただケースによってやはり継続をするケースが複数あるといった場合等は、考慮の範囲内に入れて配置のほうを考えております。

教 育 長

児童・生徒の立場で全体を見渡したうえでの配置が必要になってきますが、一時的にはそういう視点で見ると、継続的な配置の必要性も含めた中で、判断していただいているという事であろうと思います。

それでは、畑中委員よろしく申し上げます。

畑 中 委 員

まず学校における支援という部分については、今お話がありましたように先生方の任務としてスクールカウンセラーの先生や教育相談コーディネーターの方がきめ細かく見守っていただけるとするのはとても大事なことで、子どもにとってはすごくありがたいことだと思います。

ただ、子どもが学校を拒む理由というのは、何度もお話が出ているように、本当に様々な理由がであって、不登校という言葉でにくくりできないところがあると思います。中には、簡単に言えば学校で怒られるのが怖くて学校に足が向きにくくなっているという、子どもにとって学校が安心できる場所になっていないということも現状としてはあるのかなとも感じています。やっぱりそういう意味でいうと、日頃の子どもたちの一人一人の学校生活がどうなのか、というところにしっかりと目を向けていくというのが学校における支援という部分ではとても大事なところだと思います。学校に行きたくないと言い出す初期対応というのがすごく重要だなというふうに感じます。

それからもう一つ、授業が分からないということを理由に挙げる子も非常に多いということで、不登校を未然に防ぐという意味では、子どもにとって学校の勉強、授業が分からない子を取り残さないというのがまた一つ大きな課題であるんだなど、ここは改めて感じているところです。子どもにとっては学校を休んでいるけれども、友達との人間関係であったり、集

団生活で学べることであったり、学校での大切さというのを子どもはすごく感じていると思います。そういう子どもたちにとって、やっぱり学校にしっかりと通える、とどまることができるというのはとても大事なことであると思います。

それから支援の在り方というところですけども、実際にお子さんが学校に行けなくなったという保護者の方からお話を聞きますと、子どもが学校を休むようになって学校から離れると、どのようにしていったらいいのかが分からないとおっしゃる保護者の方が意外と多いように思います。支援の部分では、こうしてしっかり教育センターであったり、HOPであったりと、教育支援相談課が支援の体制を取っていただいていますけども、なかなか保護者の方や、子どもさんにそれが伝わっていないという部分も、どういうふうにご利用していいのかが分からないというところも、実際としてはあるのかなと思います。ですので、そこの連携を誰が担うのかというところが、今後はすごく重要になってくると思います。

その上で、例えば家で学ばすという、ホームスクールを選択されるご家庭もあれば、フリースクールというところを利用したいというご家庭がありますが、こちらは本人を含めて保護者の方と支援する側と一緒に指導計画をしっかりと立てていくということがまず大事になってくると思います。やっぱりその上で一番心配されている子どもとその保護者でありますので、再登校に関する事、それから特に中学校であれば進路、進学に向けた心の準備も含めてどのような状態であっても、そういった授業をしっかりとできる体制をどのように取っていくかというのがすごく大事なところだと感じています。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

まず、そもそも学校が安心して安全な子どもの居場所になっているかについては、基本のベースのところですので、しっかりと見ていかないといけないのではないかと思います。また、最後におっしゃいました保護者支援というか、そのときに保護者はどうしたらいいのかということについて、実際迷われていると思います。

相談に行くときに、その敷居が急に高くなって相談できなくなるということもありますので、保護者が利用しやすくするために、どういう環境づくりをしていくかが大事だというご指摘です。その点について、課長、現在の取組についての説明があれば聞かせてください。

教育支援・相談課長

事前説明の中でも、実際にコーディネーターを教員が担っているのは大変な負担ではないかというご意見もいただいているところですが、実際にお子さんが行きたくないといったときに、一番に対応するのは保護者さんになります。その相談を受けていくのは学校の教員ということになりますので、学校の中でこの教育相談コーディネーターが中心となって、例えば

連続の欠席になった場合にどういう対応をするか、そのときに事務局としても周知もしっかりして、現場対応などもしているつもりではあるんですが、一人一人の教員が奈良市で行っている支援について知識を持っていて、そのことを基にそれを押しつけることはもちろんできないんですけれども、こういう選択肢があるということを知って保護者から対話を継続していくということで、まさに効果としては、昨日から教育相談コーディネーター、3学期の研修の期間に入りましたので、オンラインの研修になりますが、こういった支援で今こういう状況であると、特に現場の先生が見たときに子どもがどんな活動をしているかということが一番知りたいというふうにありますので、そういったことを中心に現場での対応としてはコーディネーターになりますが、コーディネーターを中心にそういう知識の周知を図っていききたいというふうに考えております。

教 育 長

今、課長が説明しましたように、保護者や子どもと一番近く顔の見える関係にあるのは担任です。けれども、その担任の先生が奈良市で実施している様々な施策や、民間が行っている事業等も含めて、知らなかったとか、アドバイスができないとか、紹介できないということがよくあると聞くことがあります。

教員に対して奈良市ではこんな事業が実施されていると説明しても、知らなかったという答えが返ってくることがあり、周知が十分されていなかったり、施策がどんどん展開されて新しくなっていることを知らなかったという場合もあつたりします。

基本は、子どもと親の前に立つのは担任の先生ですが、色々な事情もあるなかで、学校にいる、他の先生も含めた誰かとつながっているという関係の中で、見るのが非常に大切な事であります。

今、課長が説明しました中身もしっかりと伝えるように進めていかないと、保護者が不安になってしまうので、まず、学校に行かないということを受け入れていく一歩としては、相談することが非常に必要だろうと思います。

次に、梅田委員よろしくお願いします。

梅 田 委 員

この不登校の児童・生徒は、今、奈良市で579人という、数字をいただきましたけれども、事前の説明の折に、ほとんどは学校に通っているというのが現状だという話でした。

ということは、30日以上欠席があるということでこの不登校というところにカウントされてきているということですが、このカウントされている子どもたちの中の多くは学校に通えている。ということは、初期段階であつたり、早期対応であつたりという場合に対応するのは、まずは学校だということから今回の学校における支援の取組を一つの柱としていただいていると思います。しかしながら、やはりネックになるのは、先月、生活調査アンケートの実施結果をいただきましたけれども、ここの中に学

校の毎日が楽しいと思える状況をつくるということの効果も見られていたのではないかなと思ったりもします。

そのことはもう一つ先月頂いた資料の中に、不登校児童・生徒の実態調査の結果というところも全国的な結果として頂いていますが、そこを見ると、学校に行きづらいと思う観点の中で、それをなるべく防いでいこうと思うと、一つは勉強が分かることが楽しいと子どもが思えることがとても大切だということが出てくるのではないかなと思います。

先ほどから1人1台端末の活用という、そこも一つのポイントとして出ていますけれども、個別最適化された学習場面をどう学校の中で位置づけていくことができるのかをしっかりと整理するとともに急がないといけないなど改めても思います。

特に算数・数学や英語というふうな積み重ねの大きい教科などについては、ICTを活用した教材を奈良市においても非常に有効に活用していただいていると思いますけれども、そこをどれだけ効果的に使って一人一人に対していけるのかということの学校内での議論とその体制というものが、学校で勉強が分かることが楽しいというベースをつくっていく上でやっぱり未然防止にもつながっていくのではないかなと思います。

もう一つ、実態調査の中で出てきた点で、先生のこととか先生との相性という言葉もやはり出ておりました。小学校というのは、多くは学級担任制ですから、担任が抱え込むことなく子供の様子をつかんでそれをしっかり学校全体で共有していけるというその体制が学校の中にあるかというチェックをしっかりとしていくということがとても大切ではないかなと小学校においては思います。

また、中学校においては、先ほどから話も出ていましたけれども、教科担任制での学習指導が行われていることから、子どもの状態をずっと引き続いて見ていくというよりも、教科の担当をしているときのその状況を見る。でも、そのときの子供の様子を、いかに感度を高く持って見るとともにその様子をお互いに共有できるような、そういう体制というものがそれぞれの教師の特性に応じた形であるかどうかということが必要だろうと思います。

その体制をつくっていくのはやはり管理職であるでしょうし、その一番核にいるのが教育相談のコーディネーターでもあるわけですがけれども、例えば校内ケース会議が機能しているかどうかの判断に、管理職のチェックというのは大きな力ではありますけれども、そこだけに任せるのではなくて、教育委員会の事務局等が学校に実際に出向いていくような場を、いかに有効に使えているかということも、もしかしたらあるのではないかなと思います。

実際に学校を訪問している事務局等の動きとしては、いじめ防止生徒指導課が、今、巡回しているという体制が一つありますし、また、センターのほうでも研修というところでも回ってくださっている。だから、そういうところで全てを把握するというのは、なかなか難しいことではあります

けれども、そういう視点を持ちながらの不登校に対しての学校での体制がいかにあるかということ、管理職ともやり取りしながら、課題があれば、それをもち帰ってまたそれぞれの担当するところにつないでいってということもやはりできるでしょうし、うまくつなぎをつくっていくということが学校の中の支援を充実させていくということにもつながっていくのではないかなと思ったりします。学校における支援の充実についての意見です。

多様な支援の在り方の充実ということを挙げていただきました。これは、学校に行きにくい子どもに対して、様々な多様な支援の場を設けてくださっているということですので、これは様々な選択できる場と子どもの状態がいかにかマッチングできているのかということや、マッチングが適切かということ、時々検証しながらでつないでいくということが必要ではないかなと思います。それぞれの場で、例えば適応指導教室でとか、フリースクールでカウンセリングの場を設けていただいているという仕組みはつくってもらっていますが、その位置づけ方がどのようであることが一番適切かということも議論していくことで、この今持っている多様な支援が活かされていくことにもつながるのではないかなと思います。

最後に、西部地域における公設フリースクールについてという柱も一ついただきましたが、西部地域ということからの場を考えるというよりも、この場では勉強が大事とか、友達と遊んで関わるのが大切というふうな固定観念を押しつけることなく、趣味とか勉強の仕方とか、あらゆる面で子どもの個性を見いだしていくということが大切なのではないかなと思います。

何をするというよりも場の考え方ということについての意見ですが、けれども、そういう接し方が子どもの持っている力を伸ばすことにもつながることになるだろうし、それぞれが満足できる場をつくるということにつながっていくのではないかなと思います。

あともう一つは、先ほどからも話に出ていましたけれども、学校に行けなくなっているという子どもたちは、学校に違和感を持っている子どもたちでもあるわけで、先ほどから、特例校の話であるとか、そこを位置づけられることは難しいというふうな話も出ていましたけれども、これから公設のフリースクールという形でこの場を教育の場として位置づけていくためには、ここが特別な場ではなくて、例えば学習ログを活用しながら学校と同じように学んだと認めることができるというような仕組みづくりについての議論も同時に進めていくことが必要ではないかなと思います。

今、経済産業省などが中心になりながら議論されているような未来の教室の中では、こういう場の議論が不登校の子どもたちということの対象としてどのように必要かというまたはどのように進めるかということの動いている視点でも今あるかなと思いますので、その視点を奈良市においても、よりこの公設フリースクールなどの動きを進めるのと同時に並行して

議論を進めていって、ぜひここを教育の場として位置づけていくということの仕組みを見ていきたいものだなというふうに思います。

以上です。

教 育 長

ありがとうございました。

今おっしゃったように、タブレットが導入されてICTを活用することで、子どもたちに勉強がわかることは楽しいことと思えるよう、いわゆる個別最適化された学習ができる、学校の中での位置づけが出来ているかということが大切な事です。

それと、最後におっしゃった多様な場としての公設フリースクールを設ける時に、単に子どもの個性を伸ばすということだけではなく、学校と同等に学びの、いわゆる教育の場としても同時に奈良市も考えていかないと、というご意見は、物を建てて中を造っていないのと一緒ですので、しっかり議論をしていく必要があると思います。

公設フリースクールについて、西部地域につくるという方向性については、保護者にとっても子どもにとっても無償で学習の機会を確保していくということは、教育行政の義務教育段階における基本的な姿勢は必要であろうと思います。経済的な理由で一人でも学習機会を失うということがないように、計画的に、中身をどうするのかも含めて無償の学習機会の確保を図る、拡充をするという方向で考えていきたいというふうに私も考えています。

それから、ちょっと話がかわりますが、不登校となっている生徒の利用については、夜間中学校の学生も入っているのですね。

教育支援・相談課長

不登校特例校の全国の状況を見ていますと、資料の2枚目のほうに記載しておりますが、特例校という制度を使用して公立・私立を問わず全般について学校ができていく状況ではあります。その中の近隣でいうと京都市立の学校なんかは、もともと都市部にあって閉校になった学校に、いわゆる夜間中学校を併設されており、その仕組みも利用しながら、登校する時間が午前であったり、午後であったりという設定がしやすかったりということも聞いております。学ぶ場として不登校の支援施設と夜間中学というのも、並列で並ぶものではないかもしれませんが、選択肢の一つになり得るということは間違いないと思います。

教 育 長

実際に春日中学校夜間学級にも在籍しているということですか。

教育支援・相談課長

そうですね。義務教育を終えられて、ご高齢の方だけではなくて、高校生段階の年齢の方が夜間中学校で学ばれているということも実際にはいらっしゃると思います。

教 育 長

現役の就学年齢の子は夜間中学に行っているということはないですか。

教育支援・相談課長

現役の義務教育を終えられていない子ではいらっしゃると思います。

教 育 長

そういう一つの選択肢の中にも入るということですね。

ほかにご意見ございませんでしょうか。今、時間が大分オーバーしましたけれども。

よろしいでしょうか。

それでは、各委員から今、大事なところをご協議いただきましたので、今後、公設フリースクールを西部方面につくるということも視野に入れながら、学びの場、教育の場として、きちんとした仕組みも同時に提案をし、またご協議をいただきたいと思います。

あと学校の支援については、学校現場に実際に支援に行って現場の状況を把握する、指導する、または報告をやり取りする、ということのご指摘いただきましたので、併せてしっかりやっていきたいと思います。

それでは、この協議はこの辺にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

教 育 長	<p>それでは、非公開の議事に入ります。</p> <p>議案第53号 「奈良市公民館条例の一部改正について」、地域教育課長より説明願います。</p>
非公開案件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。</p>
地域教育課長	<p>議案第53号 「奈良市公民館条例の一部改正について」、地域教育課長より概要説明。</p>
	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
	<p>本件については、原案通り了承された。</p>
文化財課長	<p>議案第54号「奈良市指定文化財の指定について」、文化財課長より概要説明。</p>
	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
	<p>本件については、原案通り了承された。</p>
教 育 長	<p>これで、本日の全ての案件は終了いたしました。何かご意見、ご連絡等はありませんでしょうか。</p> <p>次回令和4年2月定例教育委員会の日程についてお知らせします。</p> <p>2月定例教育委員会は2月15日火曜日10時からの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2月15日火曜日10時でよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これもちまして本日の教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。</p>